## 鳥取県告示第304号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は	指定に係る事業所の	指定に係る事業所の	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	名称	所在地	した年月日	
有限会社さかのケ	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203-7	平成23年4月22日	介護予防通所介護
アサービス				